



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年4月4日金曜日 第2559号

◇ 目 次 ◇

| | | |
|---|-----------------------------------|-----|
| 落札者等の告示..... | (広報広聴課) ... | 289 |
| 奥道後玉川県立自然公園の公園事業の一部決定..... | (自然保護課) ... | 289 |
| 新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第7号の規定による指定地方公共機関の指定..... | (健康増進課) ... | 289 |
| 土地改良事業の工事の完了..... | (農地整備課) ... | 290 |
| 農地中間管理事業の推進に関する法律第4条の規定による農地中間管理機構の指定..... | (農産園芸課担い手・農地保全対策室) ... | 290 |
| 指定道路の指定（2件）..... | (東予地方局四国中央土木事務所、中予地方局建築指導課) ... | 290 |
| 土地改良区役員の就退任の届出..... | (南予地方局農村整備課) ... | 290 |
| 道路の供用開始（県道鳥井喜木津線）..... | (南予地方局八幡浜土木事務所) ... | 291 |
| 道路の区域変更（一般国道197号）..... | (南予地方局大洲土木事務所) ... | 291 |
| 道路の供用開始（ " ）..... | (") ... | 291 |
| 道路の区域変更（一般国道380号）..... | (") ... | 291 |
| 道路の供用開始（県道河辺小田線）..... | (") ... | 292 |

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第421号

次のとおり落札者を決定した。

平成26年4月4日

愛媛県知事 中村時広

| 落札に係る特定役務の名称及び数量 | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地 | 落札者を決定した日 | 落札者の氏名及び住所 | 落札金額 | 契約の相手方を決定した手続き | 入札公告日 |
|--------------------|---|------------|--------------------------------|------------------|----------------|------------|
| 広報紙の印刷及び新聞折り込み業務一式 | 愛媛県企画振興部 管理広報広聴課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 | 平成26年3月26日 | 株式会社愛媛新聞社 愛媛県松山市大手町一丁目12番地1 | 7,02円 (一部当たり) | 一般競争入札 | 平成26年2月12日 |

○愛媛県告示第422号

愛媛県県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）第9条第1項の規定に基づき、奥道後玉川県立自然公園に関する公園事業の一部を決定したので、同条第2項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

この公園事業の位置を表示した図面は、愛媛県庁及び今治市役所に備え付けて供覧する。

平成26年4月4日

愛媛県知事 中村時広

| 公園事業の名称及び種類 | 事業地 |
|-------------|--|
| 鈍川道路（歩道） | 起点 今治市玉川町鈍川（鈍川集団施設地区） 終点 今治市玉川町鈍川（鈍川集団施設地区） |
| 鈍川園地 | 今治市玉川町鈍川（鈍川集団施設地区） |
| 鈍川宿舎 | 今治市玉川町鈍川（鈍川集団施設地区） |
| 鈍川休憩所 | 今治市玉川町鈍川（鈍川集団施設地区） |
| 鈍川駐車場 | 今治市玉川町鈍川（鈍川集団施設地区） |
| 鈍川公衆浴場 | 今治市玉川町鈍川（鈍川集団施設地区） |

○愛媛県告示第423号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第7号の規定により、指定地方公共機関を次のとおり指定した。
平成26年4月4日

愛媛県知事 中村時広

- 公立学校共済組合（公立学校共済組合四国中央病院及び公立学校共済組合三島医療センター）
- 社会医療法人石川記念会（社会医療法人石川記念会H I T O 病院）
- 一般財団法人積善会（一般財団法人積善会十全総合病院）
- 医療法人住友別子病院（住友別子病院）
- 社会医療法人同心会（西条中央病院）
- 社会福祉法人恩賜財団済生会（社会福祉法人恩賜財団済生会愛媛県済生会西条病院、社会福祉法人恩賜財団済生会愛媛県済生会今治病院及び社会福祉法人恩賜財団済生会愛媛県済生会松山病院）
- 一般社団法人今治市医師会（今治市医師会市民病院）

- (8) 医療法人順天会（医療法人順天会放射線第一病院）
- (9) 一般財団法人永頼会（松山市民病院）
- (10) 国立大学法人愛媛大学（愛媛大学医学部附属病院）
- (11) 一般社団法人喜多医師会（喜多医師会病院）
- (12) 医療法人北斗会（大洲中央病院）
- (13) 一般社団法人愛媛県医師会
- (14) 一般社団法人愛媛県歯科医師会
- (15) 一般社団法人愛媛県薬剤師会
- (16) 公益社団法人愛媛県看護協会
- (17) 株式会社アスティス
- (18) 株式会社よんやく
- (19) 株式会社幸耀
- (20) 四国アルフレッサ株式会社
- (21) 一般社団法人愛媛県LPガス協会
- (22) 四国瓦斯株式会社
- (23) 伊予鉄道株式会社
- (24) 一般社団法人愛媛県バス協会
- (25) 一般社団法人愛媛県トラック協会
- (26) 石崎汽船株式会社

○愛媛県告示第424号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成26年 4 月 4 日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 土地改良事業の名称 | 土地改良事業の施行に係る地域 | 土地改良事業の工事の完了年月日 |
|-----------|----------------|-----------------|
| ほ場整備事業 | 東宇和東部地区 | 平成24年 3 月19日 |

○愛媛県告示第425号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により、農地中間管理機構を次のように指定した。

平成26年 4 月 4 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 名称及び住所
公益財団法人えひめ農林漁業担い手育成公社
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
- 2 農地中間管理事業を行う事務所の所在地
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
- 3 農地中間管理事業の開始の日
平成26年 4 月 1 日
- 4 指定をした日
平成26年 3 月31日

○愛媛県告示第426号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成26年 4 月 4 日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号

- 2 指定年月日
平成26年 3 月26日
- 3 指定道路の位置
四国中央市上分町字乗安451番 3
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 29 26メートル
 - (2) 幅員 4 00メートル

○愛媛県告示第427号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成26年 4 月 4 日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
平成26年 3 月18日
- 3 指定道路の位置
東温市横河原字棧敷278番 2
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 53 98メートル
 - (2) 幅員 4 00メートル

○愛媛県告示第428号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、伊方町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 4 月 4 日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

就 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|-------------------------|
| 理 事 | 中 川 明 | 西宇和郡伊方町大浜380番地 |
| " | 堀 口 廣 政 | 西宇和郡伊方町中之浜410番地 1 |
| " | 松 下 正 照 | 西宇和郡伊方町仁田之浜124番地 |
| " | 政 木 吉 久 | 西宇和郡伊方町湊浦1106番地 1 |
| " | 吉 本 高 治 | 西宇和郡伊方町小中浦甲176番地 |
| " | 高 月 嘉 彦 | 西宇和郡伊方町川永田甲836番地 |
| " | 竹 内 一 則 | 西宇和郡伊方町豊之浦477番地 2 |
| " | 兵 頭 大 市 | 西宇和郡伊方町伊方越1167番地 |
| " | 城 岡 敏 彦 | 西宇和郡伊方町九町 4 番耕地767番地 |
| " | 山 口 勇一郎 | 西宇和郡伊方町九町 1 番耕地1747番地 3 |
| " | 山 本 睦 夫 | 西宇和郡伊方町二見甲839番地 1 |
| " | 松 本 安 幸 | 西宇和郡伊方町二見甲1982番地 |
| " | 菊 池 博 史 | 西宇和郡伊方町九町 1 番耕地558番地 |
| 監 事 | 佐 竹 元 | 西宇和郡伊方町中浦甲98番地 |
| " | 渡 邊 宗 光 | 西宇和郡伊方町九町 4 番耕地761番地 |
| " | 上 田 雄 一 | 西宇和郡伊方町仁田之浜48番地 |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|-------------------|
| 理 事 | 加 藤 嘉 一 | 西宇和郡伊方町大浜277番地 |
| " | 堀 口 栄 作 | 西宇和郡伊方町中之浜518番地 |
| " | 藤 堂 満 夫 | 西宇和郡伊方町河内915番地 |
| " | 政 木 喜一郎 | 西宇和郡伊方町小中浦甲16番地 |
| " | 佐 竹 元 | 西宇和郡伊方町中浦甲98番地 |
| " | 大 星 政 人 | 西宇和郡伊方町川永田甲1071番地 |
| " | 竹 内 一 則 | 西宇和郡伊方町豊之浦477番地 2 |
| " | 清 水 健次郎 | 西宇和郡伊方町亀浦169番地 1 |

| | | |
|-----|---------|----------------------|
| " | 田 淵 政 喜 | 西宇和郡伊方町九町 1 番耕地956番地 |
| " | 大 林 茂 樹 | 西宇和郡伊方町九町 1 番耕地525番地 |
| " | 山 本 睦 夫 | 西宇和郡伊方町二見甲839番地 1 |
| " | 池 田 六 郎 | 西宇和郡伊方町二見甲2100番地 |
| " | 三 浦 芳 郎 | 西宇和郡伊方町湊浦884番地 4 |
| 監 事 | 赤家部 市 雄 | 西宇和郡伊方町小中浦甲71番地 |
| " | 渡 邊 宗 光 | 西宇和郡伊方町九町 4 番耕地761番地 |
| " | 末 光 勝 幸 | 西宇和郡伊方町小中浦甲596番地 |

○愛媛県告示第429号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成26年 4月 4日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|--------|--|-------------|
| 県 道 | 鳥井喜木津線 | 西宇和郡伊方町伊方越1860番 1 地先から 同町伊方越1862番地先まで | 平成26年 4月 4日 |

○愛媛県告示第430号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成26年 4月 4日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 員 幅 | 延 長 | 備 考 |
|---------|-------|--|----------|---------------------|-----------------|-----|
| 一 般 国 道 | 197号 | 大洲市肱川町宇和川4292番 2 から 同町宇和川4321番 2 まで | 旧 | メートル 11.2 ~ 19.1 | キロメートル 0.054 | |
| | | | 新 | 13.8 ~ 20.4 | 0.054 | |

○愛媛県告示第431号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成26年 4月 4日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|---------|-------|--|-------------|
| 一 般 国 道 | 197号 | 大洲市肱川町宇和川4292番 2 から 同町宇和川4321番 2 まで | 平成26年 4月 4日 |

○愛媛県告示第432号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成26年 4月 4日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|------|------------------------------------|----------|------------------|-----------------|-----|
| 一般国道 | 380号 | 喜多郡内子町日野川1568番3から 同町日野川1566番2まで | 旧 | メートル 5.9~15.9 | キロメートル 0.151 | |
| | | | 新 | 12.3~21.9 | 0.150 | |

○愛媛県告示第433号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年4月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|----------------|-----------|
| 県 道 | 河辺小田線 | 大洲市河辺町川崎1559番2 | 平成26年4月4日 |